

# 熊本市立田迎西小学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、熊本市立田迎西小学校PTA（以下本会という）と称する非営利の任意加入団体であり、事務局を熊本市立田迎西小学校内におく。

## 第2章 目的及び方針

第2条 本会は、児童の健全な育成を図るため、保護者と教職員が協力し、家庭、学校、社会を通じて、よい環境づくりと健全な教育活動を行うことを目的とする。

第3条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- 1 本会は、教育を本旨とする社会教育団体として活動する。
- 2 本会は、営利を目的とせず政党宗派に関与しない。また、会の正規の目的以外のことに、会の名称及び役員の名を用いてはならない。
- 3 本会は、児童福祉のために活動する他の地域諸団体及び機関と協力する。
- 4 本会は、教育に関して意見を提起することはできるが、学校の運営、人事には干渉しない。
- 5 児童を対象にする活動については、その保護者が会員であるか否かにかかわらず、児童の対応にいかなる差も設けない。
- 6 非会員に対し入会を強制せず、また、強制と受け取られないような運営を心がける。
- 7 本会会員が退会意思を示した場合、いつでも本会を退会できることとする。

## 第3章 活動

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 通学路及び校内施設の拡充等教育環境の整備に関すること。
2. 保護者と教職員の自己研修及び相互理解と親睦に関すること。
3. 学校と会の運営や活動の広報に関すること。
4. 児童と会員の福利厚生に関すること。
5. 家庭、学校及び地域社会における生活環境の改善に関すること。
6. その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第4章 会員

第5条 本会会員資格は、本校児童の保護者またはこれにかわる人、本校の教職員が有するものとする。なお、本会会員は、南区PTA連絡協議会、熊本市PTA協議会、日本PTA全国協議会の会員となる。

## 第5章 役員

第6条 本会に次の役員をおく

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| 1 | 会長  | 1名  |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 庶務  | 若干名 |
| 4 | 会計  | 若干名 |
| 5 | 監査  | 2名  |

尚、学校長を本会の顧問とする

第7条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合、運営委員が補充する。

## 第 8 条 役員を選出は次のとおりとする

- 1 会長、副会長及び監査は別に定める選考委員会の推薦に基づき選出し、総会の承認を得るものとする。
- 2 庶務、会計は会長が委嘱する。

## 第 6 章 役員の仕事

### 第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は総会、役員会及び運営委員会を召集主宰し、会則に従って本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 庶務は、会合の企画、周知及び記録の作成等の事務を行う。
- 4 会計は、予算の編成、すべての金銭の収支を正確に記録し、検査を経て、総会において報告する。
- 8 監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

## 第 7 章 機関

### 第 10 条 本会に次の機関をおく。

- |          |         |         |            |
|----------|---------|---------|------------|
| 1 総会     | 2 役員会   | 3 運営委員会 | 4 各学年学級委員会 |
| 5 各学年委員会 | 6 専門委員会 | 7 特別委員会 |            |

### 第 11 条 定期総会は、年 2 回開催し、次の事項を審議決定する。

- 1 予算、決算の承認
- 2 事業計画の承認
- 3 役員承認
- 4 会則及び規程等の制定、改廃
- 5 その他重要事項

### 第 12 条 臨時総会は、必要に応じて会長が召集する。また、会員の 10 分の 1 以上の要求があれば召集しなければならない。

### 第 13 条 総会の定員数は会員の 3 分の 1 とする（委任状を含む）。また、臨時総会は会員の 3 分の 1 で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。なお、総会議長は出席会員より選出する。

### 第 14 条 会則及び規程等は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって制定、改廃することができる。なお、修正案は、総会の事前に会員に通知しなければならない。

### 第 15 条 役員会は、会長が適宜必要と認めるとき開くものとする。

### 第 16 条 役員会は、役員（監査を除く）及び学校長をもって構成し各委員会との連絡を図るとともに、全般の事業を掌握し、本会事業の推進を図る。

### 第 17 条 運営委員会は、役員（監査を除く）、学校長、各学年委員長、専門委員長をもって構成し、次の任務を行う。

- 1 総会議案の決定ならびに総会運営
- 2 各委員会提出案件の審議及び行事調整
- 3 予算の更正、臨時徴収金の決定
- 4 補充役員の決定
- 5 緊急事項の処理
- 6 その他必要事項

第 18 条 学級委員会は、各学級の会員によって互選された若干名の委員と学級担任をもって構成し、委員相互によって学級委員長を選出する。

第 19 条 各学年委員会は、学級委員長と学年主任をもって構成し、学年ごとに学年委員長を選出する。各学年委員会は、各学年委員長と学年主任が協議のうえ召集し、学校教育に関する理解を深め、教育環境を整備するとともに各学級学年の運営に協力し、学級、学年及び他学年間の諸問題を処理する

第 20 条 専門委員会は必要に応じて広報、地区安全（旗振り・ひなんの家・防犯・子ども会）、美化、読み聞かせ、ベルマーク、学びすと、たむにし祭実行、スポーツ（スポーツ・運動会）家庭教育学級、選考委員を設置し、学級委員、教職員と共に構成し、学級委員、教職員を除きそれぞれ前年度の委員より委員長を選出する。

第 21 条 各専門委員会は、次の活動を行う。

- 1 広報委員会は、優西新聞の発行、学校及び会員間の連絡等広報に関する事。
- 2 美化委員会は、学校及び地域の環境美化に関する事。
- 3 地区安全委員会は、地区児童の家庭、社会生活の環境改善を図るとともに地域の連絡調整に関する事。
- 4 読み聞かせ委員会は、本に親しむ環境づくりに関する事。
- 5 ベルマーク委員会は、ベルマークの収集を通し、学校教育設備の向上に関する事。
- 6 学びすと委員会は、会員の教養を高めるための研修に関する事。
- 7 たむにし祭実行委員会は、たむにし祭の管理運営に関する事。
- 8 スポーツ委員会は、スポーツに関する事〔プールの監視等安全管理も含む〕。
- 9 選考委員会は会長、副会長及び監査を選考し、総会に報告し承認を求める。

第 22 条 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の委嘱によって組織され、特定事項を処理する。

第 23 条 学年委員、学級委員及び専門委員は毎年これを改選する。但し、再任を妨げない。

第 24 条 学校長（またはこれにかわるもの）は、学校を代表し、すべての会議に出席し意見を述べる事ができる。但し、表決には加わらない。

第 25 条 本会に次の帳簿を備える。

- 1 会則（細則、内規を含む）
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 会計簿
- 5 資産簿（備品台帳）
- 9 記録簿（文書、会報を含む）

## 第 8 章 会 計

第 26 条 本会の運営は、会費、寄付金をもって充てる。

第 27 条 本会の会費は毎月 300 円とする。但し、会長が認めた者は免除することができる。

第 28 条 本会の資産は、第 2 条の目的以外に使用してはならない。

第 29 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 9 章 細 則

第 30 条 本会の運営に関し必要な細則・規程・規約は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は、細則・規程・規約を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

附則 本会則は平成 25 年4 月1 日より施行

平成 28 年3 月1 日一部改正

平成 30 年5 月11 日一部改正

令和 4 年5 月23 日一部改正

令和 4 年3 月 1 3 日一部改正

## 旅費（交通費）規程

### 《趣 旨》

第 1 条 この規則は、会務のため旅行する会員に対し支給する旅費（交通費）の基準その他の取り扱いについて定めるものである。

### 《旅行依頼》

第 2 条 会員に対する旅行依頼は、会長が行う。

旅行依頼は、電話、郵便等の通信による連絡手段を用いては、会務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り行うことができる。

### 《旅費（交通費）の支給》

第 3 条 会員が前条に規定する旅行依頼を受けて旅行したときは、当該会員に対し、次の各号に掲げる旅費（交通費）を支給する。

#### 1【市内の場合】

(1) 乗用車または自家用車のみ駐車場代上限 1 台500 円支給する。

(2) 公共交通機関を利用した場合は、自費とする。

※駐車場代は、領収書を発行し、後日請求とする。

#### 【市外の場合】

(1) 乗用車または自家用車のみ（原則として乗り合わせに限り交通費を支給する）

※駐車場代上限 1 台 500 円支給する。ただし領収書を発行し、後日請求とする。

(2) 高速（有料）道路使用料及び駐車場使用料について別途定める。

#### 【県外の場合】

会長と協議して決める。

2 旅費（交通費）は、原則として、もっとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の計算額分を支給する。ただし、当該旅行の目的達成に支障が出る場合は、この限りではない。

### 《旅費（交通費）の請求》

第 4 条 旅費（交通費）の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書（旅行依頼者宛）に必要な書類（領収書等）を添えて会計事務担当者に提出するものとする。

### 《宿泊費の支給》

第 5 条 会員が 2 条に規定する旅行依頼を受けて市外に旅行したときは、当該会員に対し、実費の宿泊費を支給する。（但し、上限 8,000 円/1 人）とする。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、旅費（交通費）の支給に関し必要な細目は、原則として年度当初の運営委員会においてこれを定める。

※別途

例：水俣へ研修会の場合

自家用車 1 台で、5 名で乗り合わせ。駐車場は利用。

高速（有料）道路使用料 ETC を利用。

|   |
|---|
| 旅費（交通費）支給額＝ガソリン代（使用した分）＋ETC 使用料＋駐車場代上限 500 円<br>※ガソリン代・高速使用料・駐車場代は、領収書または請求書を提出し後日請求する。 |
|---|

## 選考委員会規程

選考委員会の構成及び任務は、次のとおり定める

第 1 条 選考委員会は、会長、副会長及び監査を選考し、総会に報告し承認を求める。

選考委員会は、本会員若干名（教職員を含む）で構成する。

第 2 条 選考委員は、4 月に選出する。選考委員会は、委員長が必要に応じて召集し、3 月までに選考が終わって総会に報告する。

第 3 条 任務が終われば委員会は解散する。

## 慶弔規程

第 1 条 弔事

- (1) 本会員死亡の場合、代表が会葬し、香典 10000 円とする。
- (2) 在籍児童死亡の場合、代表が会葬し、香典 10000 円とする。
- (3) その他、特別弔事の場合、代表が会葬し、香典 5000 円とする。
- (4) 在籍児童死亡の場合は代表以外の会葬等については、その都度協議する。

第 2 条 災害見舞金

- (1) 災害の程度により、その都度協議する。

第 3 条 教職員退職と転任

- (1) 教職員の退職・転任に伴う記念品等はその都度協議する。

附則 本規程は平成 25 年4 月1 日より施行

平成 28 年3 月1 日一部改正

平成 30 年5 月11 日一部改正

令和 4 年5 月 2 3 日一部改正

# 個人情報保護規約

## 第1条 目的

この規程は、熊本市立田迎西学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 運営委員：本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6) 従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

## 第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第4条 個人情報保護管理者

本会は、第1条に掲げる目的の達成のため個人情報保護管理者（以降、管理者）を置き、本会会長をもってこれに充てる。管理者は個人情報の収集、利用、提供、管理に関し、この規程の定めに従い適正に処理する責任を有する。個人情報の保護に関して重要事項・疑義が生じた場合は運営役員の協議とする。

## 第5条 利用目的の特定

本会は、個人情報を取り扱うときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

## 第6条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

## 第7条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第8条 個人情報の管理

- 1 個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。
  - (1) 紛失、破損その他の事故防止
  - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
  - (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
  - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### 第9条 第三者への提供の制限

- 1 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部委託する場合
  - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

#### 第10条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した

経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- （１）法令に基づく場合
- （２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （３）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （４）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第 11 条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。

#### 第 12 条 個人情報の訂正または削除請求

- 1 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出した者に対し、書面により通知するものとする。
- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

#### 第 13 条 漏えい時などの対応

- 1 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

附則 本規約は平成 30 年 5 月 11 日より施行